

被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ

【水産関係】

令和6年1月25日

農林水産省

環境省

総務省

令和6年能登半島地震は、農地・農業用施設、畜舎や山林施設等の損壊、大規模な山腹崩壊や漁港、漁場等の損壊等が発生し、地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。こうした中、地域の将来ビジョンを見据えて、世界農業遺産の里山里海等のブランドを活かした創造的復興に向け、被災された農林漁業者の方々が一日も早い生業の再建に取り組めるよう、以下の対策を速やかに講じる。

1 災害復旧事業の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、山林施設及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を行いつつ、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 農地・農業用施設、林道、共同利用施設及び漁港施設等の公共土木施設の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定上限額の引上げ等による災害査定効率化を実施。

2 共済金等の早期支払等

漁業共済・漁船保険について、被害の早期査定と共済金等の早期支払を関係団体に要請済み。

3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者等の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費等の12分の6」から「1200万円又は年間経営費等の12分の12」に引上げ
 - ② 農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る貸付当初5年間の実質無利子化等
 - ③ 災害関連資金の実質無担保・無保証人での貸付け
 - ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料を免除
- (2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① スーパーL 資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る貸付当初5年間の実質無利子化等
- ② 災害関連資金の実質無担保・無保証人での貸付け
- ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特認600万円）」から「負担額の100%又は1施設1200万円」に引上げ
- ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料を免除

(3) このほか、被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、関係金融機関に以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しての円滑な融通
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの適切な措置

4 水産関係被害に対する支援

被害が甚大な水産業について、地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針の下、直轄代行も含めた人的・技術的支援を組み合わせ、復旧・復興を図る。

(1) 漁港、漁場等の復旧に向けて、以下のとおり対応。

- ① 被害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等を実施
- ② 水産基盤の復旧・復興事業の迅速かつ実効的な実施に向け、地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、被害実態の緊急調査、地盤隆起等を考慮した復旧・復興対策の立案、漁港施設・海岸保全施設等設計条件見直しを実施
- ③ 災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の漁港機能強化対策、漁場生産力回復対策、漁業集落の防災機能強化対策等を実施

(2) 漁場の再生・回復に向けて、低下した漁場の機能や生産力の再生・回復を図るため、漁業者等が行う漁場の状況を把握するための調査、漂流・堆積物の除去、漁場環境の改善の取組を支援。

(3) 漁業の再開に向けて、被災した漁船・漁具の復旧を図るため、漁業協同組合等が行う漁船等の導入の取組を支援。

(4) 養殖業の再開に向けて、被災した養殖業者が行う養殖生産用の資機材等の導入を支援。

(5) 産地市場、加工施設の再建に向けて、以下のとおり対応。

- ① 被災した漁業者等の共同利用施設等（荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設等）の整備を支援（別紙参照）
- ② 激甚法に基づく被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧を支援
- ③ 被災地域の漁港から原材料を調達していた水産加工業者が引き続き安定的に他の国産原材料を調達できるよう調整保管に要する保管料、運搬料等を支

援

- (6) 被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う研修等を支援できるよう弾力的な運用を実施。
- (7) 新規漁業就業者に対する長期研修について、被災による漁ろう作業を行えない場合、復旧作業を研修の日数に加えられること、一定の研修日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、研修期間を延長することができる等の取扱いを周知。
- (8) 漁業者の金融対策、漁協の経営再建に向けて、以下のとおり対応。
 - ① 被災漁業者等を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化
 - ② 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金（日本公庫資金）を実質無担保・無保証人で貸付け
 - ③ 漁船建造資金や漁協の復旧資金等について、無担保・無保証人融資を推進するため漁業信用基金協会に対し支援等
 - ④ 漁協等が経営再建のために借り入れる資金の実質無利子化・無担保・無保証人化、保証料助成

5 食品事業者に対する支援

被災した食品事業者に対しては、中小企業庁と連携し、事業再建に向けた取組を支援。

6 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

7 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※ 1の(1)、4の(3)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、これらの対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応する。

(別紙)

農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等における留意事項

農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類
- (3) 種苗購入や資材購入、他の集出荷施設等に農産物の輸送等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）
- 強い農業づくり総合支援交付金
- 農山漁村振興交付金
- 持続的生産強化対策事業
- 被災木材加工流通施設等復旧対策
- 水産業共同利用施設緊急復旧整備事業